



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目次

○ 内水面漁場管理委員会指示

1 漁業法の規定によるコイの持ち出し及び放流等の禁止

内水面漁場管理委員会指示

和歌山県内水面漁場管理委員会指示第1号

漁業法(昭和24年法律第267号)第67条第1項及び第130条第4項の規定により、コイ(マゴイ、ニシキゴイ)の持ち出し及び放流等に関して次のとおり指示する。

平成17年6月2日

和歌山県内水面漁場管理委員会会長
奥野恒太郎

1 指示の内容

(1) 持ち出し等の禁止

ア コイヘルペスウイルス病にかかり、又はかかっている疑いがあると認められたコイが確認された県内公共用水面及びこれと接続一体を成す水面(以下「当該水域」という。)においては、和歌山県内水面漁場管理委員会が承認した場合を除き、コイを持ち出し他の水域に放流してはならない。

イ 知事は、当該水域の範囲について速やかに公表するものとする。

(2) 放流等の制限

県内公共用水面及びこれと接続一体を成す水面にコイを放流する場合は、コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、次のことを遵守すること。

ア PCR検査によりそのコイ群がコイヘルペスウイルス陰性であることを確認すること。

イ 生死を問わず、公共用水面及びこれと接続一体を成す水面にコイを遺棄してはならない。

(3) (1) 及び (2) の規定は、採捕したコイを同一水系に放流する場合は適用しない。

2 指示期間

平成17年6月2日から平成18年6月1日まで